

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域として指定する区域

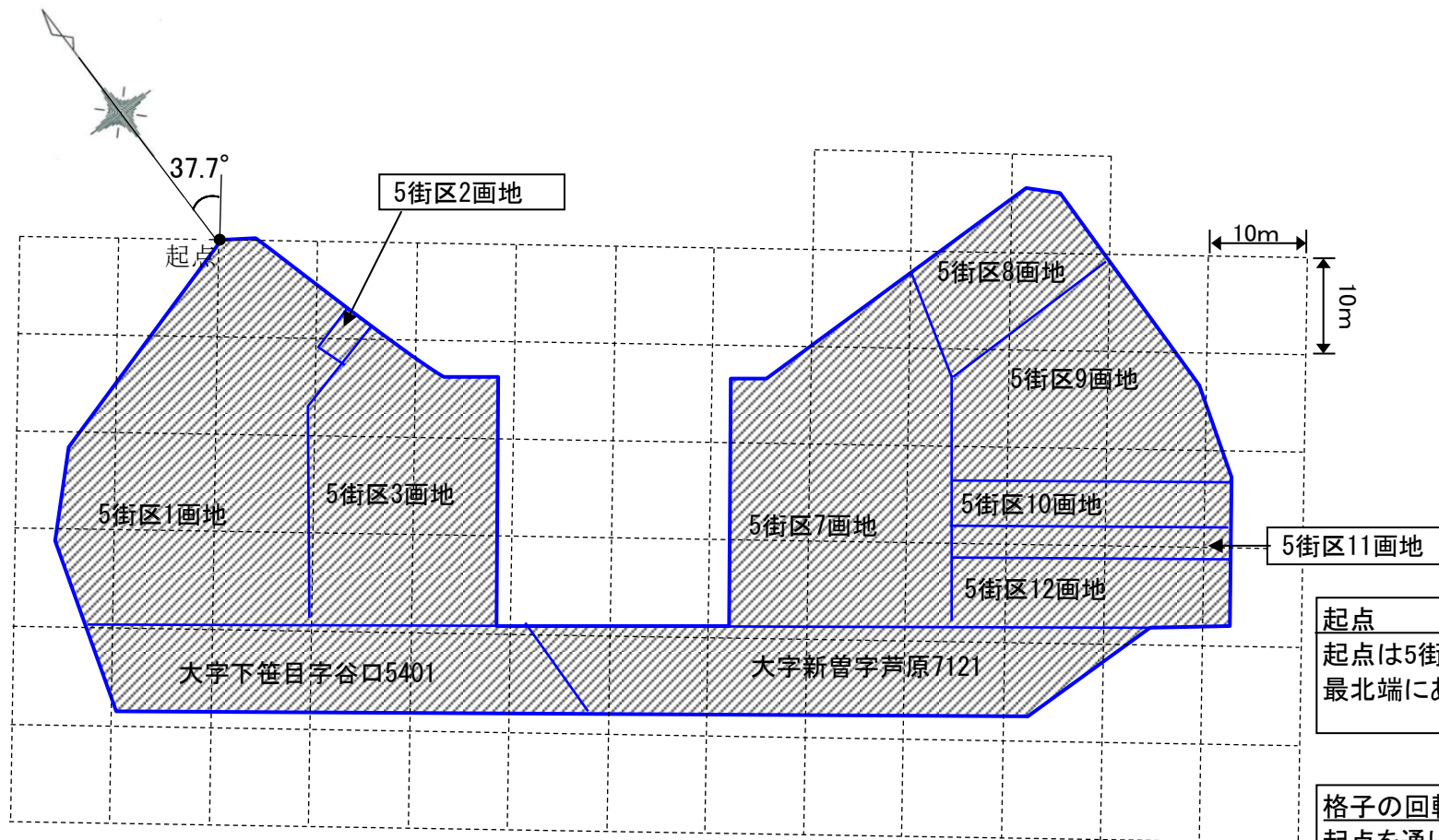
別図のとおり（埼玉県戸田市戸田都市計画事業新曾第一土地区画整理事業五街区一画地、二画地、三画地、七画地、八画地、九画地、十画地、十一画地及び十二画地並びに大字新曾字芦原七千二百二十一並びに大字下笹目字谷口五千四百一）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

#### 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

別図のとおり（埼玉県戸田市戸田都市計画事業新曾第一土地区画整理事業五街区一画地、二画地、三画地、七画地、八画地、九画地、十画地、十一画地及び十二画地並びに大字新曾字芦原七千二百二十一並びに大字下笹目字谷口五千四百一）



- 凡例
- : 単位区画
  - : 筆境界
  - : 敷地境界
  - : 形質変更時要届出区域  
(規則58条第4項第9号に該当する場所)

**起点**  
 起点は5街区1画地の最北端にある境界杭と

**格子の回転角37.7°**  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回